

2 意見・要望措置状況

(1) 共通事項

事業概要の作成について

意見・要望	
<p>当該年度の主な事業の内容・実績等を取りまとめた事業概要については、作成・公表している部局としていない部局が見受けられた。事業概要は、部局における1年間の主な事業の成果を示すものであり、その内容を検証・評価し、翌年度の予算編成に反映するとともに、翌年度以降の事業執行の改善等に活かすための重要な資料となるものであり、議会及び区民に公表することにより説明責任の一端を果たすことにもなると考えられる。大半が区民向けの事業を行っている部局で、事業概要を作成していない部局にあっては、他の方法で代替できる場合のほかは、早期に実施に向けて検討されたい。 (該当部局)</p>	
所属名	措置状況等
総務部	<p>総務課では、主要事業である広島派遣において、毎年、「小・中学生の広島派遣体験レポート集」を発行し、各自治体や区民等へ広く配布を行っている。人権政策課では、男女平等・共同参画センター事業について事業記録を作成し、窓口で配布している。</p> <p>これまで、総務部としては、主として管理部門であることから事業概要の作成について検討は行ってきたものの、公表できる事業等も限られ、その作成を見送ってきた。今後とも各課の意向も把握しつつ、危機管理室とも連携し、部としての作成について検討を続ける。</p>
危機管理室	<p>東日本大震災の発生や首都直下地震の被害想定の見直しに伴い、平成25年3月に地域防災計画を大幅に修正し、各種対策の推進に努めている。今後、事業実績を蓄積しながら、施策の体系化や整理等を行い、事業概要作成に向けて検討する。</p>
区民生活部、産業経済部、文化・スポーツ部	<p>事業概要の早期の公表に向けて、検討を進める。</p>

(2) 各部署関係事項

ア 企画経営部関係

(ア) 区有施設の抜本的な見直しの推進について

意見・要望

区有施設の抜本的な見直しについては、平成24年3月に策定された目黒区行革計画において、「区政の将来展望を切り拓く3つのプロジェクト」の一つに掲げられ、区政の最重要課題に位置づけられている。

25年度においては、施設白書の公表及びパブリックコメントの実施、施設利用者及び区民アンケートの実施、区有施設見直し有識者会議からの「区有施設見直しに関する意見書」の提出、区有施設見直し方針案(中間のまとめ)の作成等を経て、26年3月に区有施設見直し方針が策定された。見直し方針においては、「<参考資料>平成26年度以降のスケジュールについて」として、26年度以降の取組のイメージについて記載されている。今後、目黒区生活圏域整備計画の見直しの必要性の検証及び見直しの方向性等のまとめ、区有施設の長寿命化、実施計画等の改定、「区有施設見直し計画」の策定など、多くの課題について検証し、具体化を図っていかねばならない。

監査委員においても、行政監査として、「複合施設の管理について」(24年度)、「プロポーザル方式による随意契約について」(25年度)を実施し、区有施設等に関して意見・要望を述べてきた。また、施設監査等においても、施設の管理運営に関して指摘事項のほか意見・要望事項を述べてきたところである。

今後の区有施設の抜本的な見直しに当たっては、特に「区有施設見直し計画」の策定が重要課題と考えられるが、25年度に策定された区有施設見直し方針、生活圏域整備計画の見直しの必要性の検証及び監査結果等を踏まえ、改めて本区のあるべき施設配置等を明確にするための基本的構想を策定するなど、今後の方向性をより明確にしながら、抜本的な見直しの実施に向け、総合的・計画的に取り組まれない。(施設改革推進課、ほか施設所管課)

所属名	措置状況等
施設改革推進課	<p>26年度は、区有施設見直し方針の具体化に向けて、主に生活圏域整備計画の見直しの必要性の検証、区有施設の長寿命化に向けた取り組み、区有施設整備アドバイザー制度の導入といった取り組みを進めているところである。</p> <p>まず、住区、地区、全区という生活圏域別の施設整備の考え方を定めている生活圏域整備計画の見直しの必要性の検証については、5月に庁内の検討組織を設置し、現在は達成状況等の全庁調査を行っているところである。今後、生活圏域整備計画の達成状況等に係る実績評価、計画の見直しに係る方向性等の検証を行</p>

	<p>った上、27年7～8月には、生活圏域整備計画の見直しに係る方向性等のまとめを行う予定である。</p> <p>また、区有施設の長寿命化に向けた取り組みとして、本年度は、建物の構造体（コンクリート及び鉄筋）の耐久性を調査し、今後の程度の期間使用可能かを評価する手法（構造体耐久性調査・評価手法）を整備する予定である。27年度には、整備した構造体耐久性調査・評価手法を用いて、複数の施設について構造体耐久性調査・評価を実施し、この評価結果を踏まえて課題整理を行った上、長寿命化のルールづくりに取り組んでいく。</p> <p>さらに、区有施設の整備に関して専門的な意見を聴くために、目黒区区有施設整備アドバイザーを7月に設置した。実施計画改定素案を作成するに当たり、施設整備（新規整備、大規模改修、建て替え）に係る計画について8月に意見聴取を行った。意見の内容及び意見に対する区の考え方については、10月の実施計画改定素案の公表にあわせて、公表する予定である。</p> <p>今後は、以上の取り組みを進めつつ、課題整理を行った上、28年度には区有施設見直し計画の策定作業を行う予定である。課題整理の取り組みに当たっては、取組内容を広く区民に公表し、議会・区民の意見を求めながら、検討を進めていく。</p>
--	---

(イ) 新しい行政評価を活用した事務事業の見直しについて

意見・要望	
	<p>行革計画においては、行政コストや費用対効果など、財政的視点を踏まえた評価シートを作成し、「行財政評価」システムの構築に向けた取組を行うこととされている。26年度は、24年度を初年度とする「財政健全化に向けたアクションプログラム」に基づき実施した「緊急財政対策にかかる事務事業見直し」の取組の最終年度に当たることから、最終年度の取組を着実に実施するとともに、27年度以降の事業の方向性や財政規模を確認し、今後の取組について検討を進めるため、行政評価の視点を取り入れた事務事業見直しの検証等（対象事業は、事務事業見直しにおいて、見直し検討対象としたすべての事業（830事業）等）に取り組む、行革計画の改定に反映させることとされている。</p> <p>新しい行政評価の実施については、今回の取組を活かしながら検討を進めることとされているが、区民からみて評価しやすく分かりやすいことや職員の負担等も考慮しながら、目黒区基本計画において6つの重点プロジェクトに掲げられた目標や、実施計画事業、毎年度の重要課題に沿った重点化対象事業等の検証・評価を中心として、毎年度、継続的に実施できるよう、新たな行財政評価システムの構築に向け</p>

取り組まれたい。(行革推進課)	
所 属 名	措 置 状 況 等
行革推進課	<p>平成23年度に実施した「緊急財政対策にかかる事務事業見直し」について、行政評価の視点を活用した検証作業を本年度実施した。</p> <p>今後については、今回の取組後、課題の整理などを行ったうえで、区民から見てわかりやすいものとするとともに職員負担等も考慮し、継続的な取組となるよう引き続き検討していく。</p>

(ウ) 民間の活力を活用した業務委託の推進について

意 見 ・ 要 望	
<p>本区は、19年5月に策定した「中長期の定数管理の考え方」の中で、民間委託など民間活力の活用によるアウトソーシングを推進することとしている。これを踏まえ、26年3月に定めた「中長期の定数管理の考え方」に基づく後期5か年の取組方針においては、民間活力の更なる活用に向け、具体的な専門定型業務等を示しているところである。</p> <p>25年度においては、区民生活部において、住民票郵送請求業務の委託化が取り組まれたが、委託化に当たり、プロポーザル方式による業者選定を実施し、業務委託による職員定数の削減と委託経費との差額により、経費面で約430万円の削減効果が見込まれるなど、効率的な業務執行に努めている。今後、委託仕様書等をもとに、履行状況等の適時の報告や確認などにより、業務の円滑な執行とともに、個人情報保護の徹底を図るなど、法令を遵守しつつ、適切な業務管理に努められたい。</p> <p>さらに、他の業務においても、取組方針を踏まえ、他区の実績等も参考にしながら、関係法令や費用対効果等を十分検討し、専門定型業務等の委託等について取り組まれたい。(行革推進課、戸籍住民課、ほか関係課)</p>	
所 属 名	措 置 状 況 等
行革推進課	<p>本区における民間活力の活用は、「行財政改革大綱」や「行革計画」の取組項目として掲げ、さまざまな分野への委託化を積極的に進めてきたところである。</p> <p>専門定型業務の委託化については、本区に限らず多くの自治体の課題となっており、先行事例も増加しており、他の自治体への調査・研究を行い、委託化の推進に向け、法令遵守など適切な制度が構築できるよう、検討を進めていく。</p>

<p>戸籍住民課</p>	<p>平成26年4月1日から委託を開始した住民票郵送請求業務については、事業者からの毎日の進捗状況報告や毎月の定例会を通じて、適正な事務処理を確保している。また、個人情報の取扱いについては、契約の仕様書に個人情報保護に関する特記事項を盛り込み、事業者へ付与するパスワードの日々更新、執務スペースへの私物持込の制限、区による定期随時の検査の実施などにより、個人情報保護の厳格化を図っている。今後も、委託仕様書に沿って上記の取り組みを続け、正確、迅速な業務遂行と厳格な個人情報保護を実施していく。</p>
<p>税務課</p>	<p>税の基幹システムについては、平成28年1月にパッケージシステムに全面切替えを予定しており、現在作業を進めているところである。</p> <p>システム切替えによる業務スキームも踏まえ、システム切替え後に委託化の手法を検討していく。</p>
<p>国保年金課</p>	<p>民間活力の更なる活用については、平成28年1月に予定している「基幹系システムのパッケージ化」を確実に行ったうえで、国民健康保険の広域化(平成29年度予定)を踏まえ、パッケージ化及び番号制度により変更することとなる新たな業務スキームに応じた委託化の手法を整理した上で検討していく。</p>

(エ) 財政運営上のルール化の拡充及び新公会計制度への対応について

<p>意見・要望</p>
<p>本区では、24年度に定めた財政運営上の3つのルール(財政運営の基本と積立基金の維持、積立基金の強制積立、起債発行額の上限設定)を踏まえた予算編成を行い、積立基金の増額など、基金に依存しない持続可能な財政構造の確立に努めている。</p> <p>今後は、ルール化の状況を検証し、財政規律の確保、持続可能な財政構造への転換に向けて、財政運営上のルール化の拡充について検討されたい。</p> <p>また、本区では、地方公会計制度への対応として、20年度決算から財務諸表4表を作成・公表しているところである。24年度決算においては、総務省方式改訂モデルにより、区単体及び外郭団体を含めた連結ベースの財務諸表を作成し、その中で、新たに区立保育所の行政コスト計算書と土地等の有形固定資産表を記載するなど、区の財政状況を区民により分かりやすく、理解できるようにすることに努めている。今後とも、総務省による統一基準の公表等の動向に注視し、事業別コストや23区との比較など財務諸表の分析方法の改善及び有効活用等、新公会計制度への取組について更に検討されたい。(財政課)</p>

所 属 名	措 置 状 況 等
財政課	<p>財政運営上の3つのルールを定めてから2年が経ち、幾つかの課題も明らかになってきたため、26年度の財政計画改定にあわせ、現在の財政状況等を踏まえて3つのルールの改定を行い、レベルアップを図ることとする。</p> <p>財務諸表の作成については、総務省による統一基準の動向を踏まえて移行を検討し、より分かりやすい財務状況の公表と財務諸表の活用に向けて取り組んでいく。</p>

イ 総務部、危機管理室関係

(ア) 係長職昇任選考及び管理職昇任選考の受験率の向上等について

意 見 ・ 要 望	
<p>平成25年度の各部定期監査結果においては、管理職選考の申込率の低下等を踏まえ、管理職の組織的・計画的な育成の推進について意見・要望を述べたところである。</p> <p>昇任選考の受験率についてみると、近年、係長職では20%を下回る状況が続いており、管理職では5%未満の状況が続いている。今後、定年を迎える管理職等が増加していくことから、区政を支える有為な管理監督者の育成・確保は組織運営上の喫緊の課題である。25年10月に行われた特別区人事委員会の勧告等においても、次代の区政を担う管理職の組織的・計画的な育成・確保とともに、事務事業のプレーイングマネージャーである係長職の育成・確保の重要性について意見が述べられている。本区においては、26年2月に目黒区人材育成・活用基本方針の改定を行ったところであり、本方針等に基づき、有為な管理監督者の育成・確保に向け更に取り組まれない。(人事課)</p>	
所 属 名	措 置 状 況 等
人事課	<p>ここ数年で数多くの管理職及び経験豊かな係長級職員が定年年齢に達する一方で、次代を担う30歳代から40歳代の職員数は少ない。係長・管理職昇任選考の受験対象者数の減少もさることながら、管理監督者の職責が以前に比べて高まっているという意識から受験率が大きく落ち込んでいることが懸念される。</p> <p>今後の区政を担うこれらの世代の職員が高い志をもって、有為な管理監督者になるための支援とその育成は喫緊の課題である。</p> <p>このような認識のもと、25年度に改定した人材育成・活用基本方針においては、若手職員の昇任意欲の醸成とその支援の取組みの必要性を掲げ、研修制度の方向性として、主任主事昇任時か</p>

	<p>ら5年目程度までの職員を対象に管理職との対話型研修をはじめ、メンター制度の研究、キャリア形成への動機付けを行うなどなど多角的に取り組むこととしたところである。</p> <p>また、上記の取組みの実施に当たっては、特に女性の登用の視点が不可欠であることについて考え方を示している。</p> <p>人事課では、人材育成・活用基本方針に掲げた事項の具体策の一つとして、キャリア形成支援研修及びメンター相談事業を平成27年度に試行し、平成28年度以降継続的に実施するため、既に先進自治体の視察を行っており、実施内容の検討等の準備に着手しているところである。</p> <p>特別区人事委員会では、昇任意欲の醸成のための取組事例の情報提供など各区における取組を支援するとしており、こうした情報も参考にしながら、有為な管理監督者の確保・育成のための有効な対策を実施していく考えである。</p>
--	--

(イ) 避難所運営協議会の設立支援について

意見・要望	
<p>区では、東日本大震災への対応における課題や教訓等を踏まえ、地域住民が主体となって避難所の運営ができるように、25年度から避難所運営協議会の設立支援のため、各住区エリアごとに取り組んでいるところである。現在、設立又は設立に向けた動きのある住区エリアは、22住区エリアのうち、11住区エリアの状況である。防災課においては、地区サービス事務所、区立学校等と連携を図りながら、設立・運営・訓練の支援に更に取り組まれない。(防災課、ほか関係課)</p>	
所属名	措置状況等
防災課	<p>平成25年3月の目黒区地域防災計画の修正を行い、地域住民を主体とした協議会の組織化を進めているが、現在、協議会を設立し、又は設立に向けた動きのある住区エリアは、全22住区エリアのうち12住区である。今後、住区エリアと町会・自治会の区域の違いが課題となっているが、ご理解をいただきながら組織化の支援を行っていく。</p> <p>また、管轄地区サービス事務所や区立学校、PTA等との連携を強化しつつ、各エリア固有の課題解決を行いながら、組織化を進めていく。</p>

(ウ) 帰宅困難者対策の推進について

意見・要望	
<p>目黒区地域防災計画に定める帰宅困難者対策の具体化の一つとして、25年5月には「目黒駅周辺帰宅困難者対策協議会」が設立され、さらに、25年11月には「中目黒駅周辺帰宅困難者対策協議会」が設立された。</p> <p>乗換駅等の主要な駅周辺における帰宅困難者対策は、地震発生時の駅周辺での安全の確保や混乱解消のために必要であるが、関係機関との連携、企業等における物資の備蓄等の帰宅困難者発生抑制対策、駅近隣での一時滞在施設の確保、災害情報や交通情報の提供の仕方、受入れに必要な物資の確保等の課題がある。都内の大規模な駅を中心として帰宅困難者対策が進められているところであるが、本区内における乗降者数が多い自由が丘駅においても帰宅困難者対策を進められたい。また、既に協議会ができている目黒駅や中目黒駅においても、訓練等の実施により帰宅困難者対策の充実に努められたい。(防災課)</p>	
所属名	措置状況等
防災課	<p>現在、自由が丘駅周辺においても、商店街振興組合を中心とし、協議会設立に向けて検討が行われている。検討に当たっては、目黒区、世田谷区のほか、防災関係行政機関として碑文谷警察署、目黒消防署、鉄道事業者として東急電鉄も参加している。</p> <p>協議会では、東京都帰宅困難者対策条例に基づく災害時における駅周辺の安全確保を検討するが、一時滞在施設の確保が困難な中、周辺企業における一斉帰宅抑制や滞在スペースの提供など相応の役割分担も欠かせないことから、国・都と連携しつつ、理解を求めていく。</p> <p>目黒駅・中目黒駅周辺においても、引き続き、関係機関と連携し、帰宅困難者対策を進めていく。</p>

ウ 区民生活部、産業経済部、文化・スポーツ部関係

(ア) 住区会議室の指定管理者運営評価について

意見・要望
<p>平成25年度末で住区会議室の指定管理者の指定期間が満了することから、26年度以降の指定管理者の選定及び評価を実施したが、選定・評価に当たり、より客観的な評価と多角的な視点からの判断を充実させるために、評価委員から地区サービス事務所長を除外し、区民生活部長、産業経済部長、学識経験者のほか新たにコミュニティ活動に実績のある区民委員2名をもって構成する選定評価委員会を設置するとともに、評価項目についても、サービスの実施に関する事項、経営能力に</p>

<p>関する事項に加え、施設の効用を高める事項についても評価が行われるなど、制度の改善に努めている。今後は、毎年度の指定管理者運営評価に当たっても、今回の取組が活かされるよう、制度の充実に向け検討されたい。（各地区サービス事務所）</p>	
所 属 名	措 置 状 況 等
各地区サービス事務所	<p>選定評価の取り組みを運営評価にも反映させ、より適切な管理運営に努めていく。</p>

(イ) 保養施設の代替事業について

意 見 ・ 要 望	
<p>箱根保養所代替事業については、23年度末の箱根保養所廃止に伴う代替措置として、数年間の暫定事業の位置付けで24年度から実施されているものであるが、4施設の部屋稼働率が30.8%と低い状況であることや、暫定的事業とされていること、民間でも比較的軽費な宿泊施設が営業されていることなどを踏まえ、費用対効果等の観点から見直しを検討されたい。（地域振興課）</p>	
所 属 名	措 置 状 況 等
地域振興課	<p>監査委員からの意見も踏まえて、検討を進めていく。</p>

(ウ) ふれあいまちづくり活動助成制度の活用について

意 見 ・ 要 望	
<p>ふれあいまちづくり活動助成については、助成対象の充実を図る観点から、対象業務の細分化、募集期間や周知方法、審査方法の改善に努めているところであるが、当初予算計上の16団体に対し、助成されたのは7団体と少なく、近年減少傾向にある。</p> <p>地域におけるまちづくり活動の推進を図るという本事業の趣旨を踏まえ、住区センター利用団体等への働きかけなど周知の強化、住区住民会議、町会・自治会等との連携などを通じ、制度の効果的な活用にも努められたい。（地域振興課）</p>	
所 属 名	措 置 状 況 等
地域振興課	<p>監査委員からの意見も踏まえて、今後も引き続き区民の自主的に行う公益的な活動の支援に努めていく。</p>

(エ) めぐも・ポイントシステム支援事業について

意見・要望	
<p>めぐも・ポイントシステム支援事業については、25年度も商店街連合会に対し100万円の助成を行っているが、加盟店が25年度末で293店舗と少ない加盟状況が続いている。</p> <p>現状の問題点や課題を検証し、商店街連合会に対し効果的な方策を求めるとともに、今後の支援事業のあり方を検討されたい。(産業経済・消費生活課)</p>	
所属名	措置状況等
産業経済・消費生活課	<p>電子マネー決済システムそのものは、これからの消費生活社会に合致した仕組みであるため、潜在的なニーズはかなり高いと考えられる。平成24年度には件数増がなかったが、区から目黒区商店街連合会等に繰り返し加盟促進の申し入れ等を行ったことで、25年度には26店舗の新規加入があった。また、区では26年度から「めぐろシニアいきいきポイント事業」を実施し、区民の社会貢献活動に対して、めぐも・ポイントシステムが付与される事業を開始した。加盟店増加に弾みがつくことや、システムのPR効果が期待できるものと考えている。</p> <p>一方、カードポイントシステムやそれを支えるICT関連の技術等も日進月歩で進展・変化しつつある。平成19年度から開始しためぐも・ポイントシステムも内容の見直しが必要と考えられる。</p> <p>今後は、目黒区商店街連合会に対して、現行システムのこれからの見通しや展開の方針についての見解を求めつつ、あわせて、区としての適切な支援のあり方を検討していく。</p>

(オ) 三田地区店舗施設使用料等滞納金について

意見・要望	
<p>三田地区店舗施設使用料等の滞納金については、これまでの監査においても、使用料等の滞納金5,500万円余に対する適切な対応について意見・要望を述べてきたところであるが、25年度においても何ら具体的な対応が図られておらず、毎年度未収のまま翌年度へ繰り越される状況が続いている。</p> <p>債権の回収努力を怠り、安易に不納欠損処分を行うことは避けなければならないが、債権状況について十分検証し、早期に具体的方針・手順を定め、必要な対応を図られたい。(産業経済・消費生活課)</p>	
所属名	措置状況等

産業経済・消費生活課	<p>現在、区では平成27年度から滞納対策事務の一元化に取り組む計画を進めており、その中で徴収困難や高額滞納案件については、弁護士に債権回収業務を委託すること、回収の見込みのない債権を適切かつ公正に放棄することなどの検討を行っているところである。</p> <p>三田地区店舗施設使用料等の回収もしくは処分についても、滞納対策の強化を進める中で早期に適切な処理ができるよう取り組む。</p>
------------	--

(カ) 学校開放事業に係る施設使用料の取扱いについて

意見・要望	
<p>学校開放事業における学校施設の使用に当たっては、現在、使用料が無料とされているが、適正な受益者負担の観点から使用料の取扱いについて検討されたい。 (スポーツ振興課)</p>	
所属名	措置状況等
スポーツ振興課	<p>区では「学校施設を含む行政財産の使用に係る適切な受益者負担の導入」についての検討を進めている。利用団体の構成員や活動内容により使用料の減免・免除の基準についての整理、使用料徴収に伴う問題点等の洗い出し、他の区市町村の実態調査を進めており、有料化に向けた検討を行っていく。</p>

エ 健康福祉部、健康推進部関係

(ア) 災害時要援護者支援対策の推進について

意見・要望	
<p>障害者や介護・介助が必要な高齢者など災害時要援護者に対する支援対策については、支援対策を総合的に推進するための災害時要援護者支援プランの作成をはじめ、要援護者向け防災行動マニュアル(別冊ヘルプカード・防災手帳)及び地域住民向けガイドラインの作成、防災・救急医療情報キットの配布が行われるなど、積極的に取り組まれた。また、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、26年3月に地域防災計画が修正されたことに伴い、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられ、現在、名簿の作成等が進められている。</p> <p>今後、名簿の整備、適切な情報管理・提供及び支援体制の整備、救護訓練など様々な課題があるが、地域関係団体・機関等との連携を図りながら、取組を進められたい。(健康福祉計画課、ほか関係課)</p>	
所属名	措置状況等

健康福祉計画課	<p>平成26年5月には「目黒区地域防災計画」の修正等を踏まえ、避難行動要支援者名簿の対象者を拡大して区民へ周知した。また、真に支援が必要な要援護者が対象から漏れないよう、希望する者について名簿への登載を追加することとした。災害が起きた時に安否確認や避難支援に活用するため、今年度中に地域避難所への配備を行う予定である。</p> <p>また、今後は協議の整った地域から名簿の提供等を行い、地域における避難支援体制を順次整備していく。その際には、避難支援等関係者（地域住民組織、民生・児童委員、消防署、警察署）と連携を図っていく。</p>
介護保険課	<p>大規模災害が発生した場合に、要援護者の被害をできる限り少なくするため、区災害時要援護者支援対策の取り組みについて随時事業者の自主運営により組織されている介護事業者連絡会との情報共有を図っている。</p> <p>発災直後は行政や事業者も被害を受けるため、大きな混乱が生じる可能性があるが、その中でも要介護者に必要な支援が途絶えないよう、介護事業者との協力関係が重要であるため、今後も災害時の安否確認や避難生活の具体的な支援策について協力関係と検討を持続していく。</p>

(イ) 老人いこいの家のあり方の見直しについて

意見・要望	
<p>老人いこいの家については、シルバー人材センター及び住区住民会議へ順次運営委託が進められており、管理運営経費の縮減が図られるなど、運営形態等の見直しに努めている。今後も、住区会議室との休館日の統一による管理経費の効率化や住区センター内施設の相互利用による施設の有効活用、多世代交流の促進など、施設のあり方の見直しを更に検討されたい。（高齢福祉課）</p>	
所属名	措置状況等
高齢福祉課	<p>住区と併設の老人いこいの家では、施設全体を利用して地域の方との交流や保育園児・小学生(低学年)を招待しての世代間交流を各地区で実施しており、今後もこうした交流事業については継続していく予定としている。また、住区センターとの休館日の統一については、地域の実情を踏まえ定着してきている住区センターもあり、児童館や老人いこいの家が併設している施設もあるため、休館日の統一は、現状においては難しい検討課題であると認</p>

	識している。
--	--------

(ウ) 介護保険料普通徴収現年度分の収入率向上について

意見・要望	
<p>25年度の介護保険料の普通徴収現年度分の収入率は83.9%、収入未済額は7,700万円余となっており、前年度よりも未済額が増加している。未納者に対しては、各月納期限の2か月後に督促状を送付しているとのことであるが、目黒区使用料その他収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例施行規則第2条第1項の規定では、納期限までに完納しない者がいるときは、納期限後20日以内に督促状を発行し督促することとされている。早期の督促状の発行に努めるなど、収入未済額の縮減に更に取り組まれない。(介護保険課)</p>	
所属名	措置状況等
介護保険課	<p>平成27年度から、コンビニエンスストアで介護保険料の支払いができるようになるため、利便性と収納率の向上が見込まれる。また、未納者への督促状の発行時期について、早期に送付する仕組みの検討を行う。</p>

(エ) 自立支援センター目黒寮の運営について

意見・要望	
<p>自立支援センター目黒寮については、路上生活からの早期の社会復帰・自立支援を目的とした施設として26年3月に設置・開設されたが、地域住民及び施設関係機関との連絡・協議の場として地域連絡協議会を設置し、協議等を重ねながら、多くの関係者の協力を得て完成に至ったものである。今後とも、地域等との必要な調整を図りながら、円滑な施設運営が確保されるよう努められたい。(生活福祉課)</p>	
所属名	措置状況等
生活福祉課	<p>都区共同事業である自立支援センターの運営にあたり、これまでの経過を踏まえ、東京都と特別区人事・厚生事務組合と連携しながら、引き続き地域連絡協議会を定期的開催していくとともに、円滑な施設運営が確保されるよう地域住民や関係機関の理解と協力を得ながら地域調整を図っていく。</p>

(オ) たばこグッドマナー店、健康づくり協力店

意見・要望	
<p>健康づくりの一環として、受動喫煙を防止するために、飲食店を中心に「たばこグッドマナー店」の登録に取り組み、また、飲食店のメニューに栄養表示をするなど健康情報の提供を行う「健康づくり協力店」の推進に取り組んだが、24年度と比較して、「たばこグッドマナー店」が5店増の200店、「健康づくり協力店」が、2店増の60店と微増にとどまっている。</p> <p>いずれも地域における健康づくりとして取り組まれているものであり、「健康めぐる21」の改定に合わせ、課題等を検証し、拡大に向け支援に取り組まれない。</p> <p>(健康推進課)</p>	
所属名	措置状況等
健康推進課	「たばこグッドマナー店」や「健康づくり協力店」については、平成27年度の「健康めぐる21」の改定に合わせて、そのあり方や登録店舗数拡大に向けた有効な方法を検討するなどを行い、地域における健康づくりの取組みを効果的に推進していく。

(カ) 健康づくりガイドブックの作成について

意見・要望	
<p>健康推進部においては、平成22年度に健康づくりガイドブック「坂道ウォーキングのすすめ」を作成し、これまで4版作成、約6,700部販売するなど普及に努め、地域で身近な場所で運動に取り組めるよう支援を行ってきた。さらに、25年度においては、食育推進事業の一環として、保育園給食の献立を活用した健康づくりガイドブック「家庭で味わう保育園給食のすすめ」を、保健所栄養士と保育園栄養士との共同で作成し、26年度から有償販売が行われている。保育園の給食に着眼し、職員の共同により取り組んだものである。こうした取組は、職員の創意工夫による成果であるが、近隣区等と共同で作成してコストの低減を図ることや、広告収入を図ることなど、今後、類似の取組に際しては、より効率的・効果的な取組について検討されたい。(健康推進課、保育課)</p>	
所属名	措置状況等
健康推進課	今後、普及啓発本等の作成にあたって、コストの低減の方策を調査研究してとり入れるなど、より効率的・効果的な健康づくりの普及啓発を行っていくようにする。
保育課	今後、類似の取組を行う際には、コスト等の低減を図ることや、広告収入を図ることなど、効率的・効果的に行う。

オ 子育て支援部関係

(ア) 子ども・子育て支援新制度施行に向けた取組について

意見・要望	
<p>目黒区子ども総合計画の計画期間が平成26年度末で終了し、また、子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が27年度を目途に本格施行する予定になっていることから、これらを踏まえ、区民ニーズに対応した計画改定を行うため、25年度においては基礎調査が行われた。調査に当たっては、子ども施策推進会議によるグループインタビューが行われるなどの工夫が見受けられた。一方、区は、保育施設定員の拡大など環境整備に努めているが、就学前児童数の増加等に伴い、保育所待機児童数が25年度の132人から247人と増加しているなど厳しい状況にある。子ども・子育て支援新制度の施行に向けては、多くの課題が予測されるが、今後とも、関係部局・機関等との連携を図りながら、新制度施行に向けた取組を着実に進めるとともに、待機児童対策、子育て施設の民営化、子どもの権利の尊重など多くの課題に対し、計画的・重点的に取り組まれない。</p> <p>(子育て支援課、ほか関係課)</p>	
所属名	措置状況等
子育て支援課	<p>新制度の施行に当たり、平成27年4月から円滑に開始できるように関係各課で検討組織を作り、準備を進めている。また、現在、平成26年度に計画期間の終了する子ども総合計画を、子ども・子育て支援法に定める子ども・子育て支援事業計画を含む形で改定するため、待機児童対策をはじめとした各事業の課題を検証し、重点的に取り組む項目の検討等を行っている。</p> <p>今後も関係部署や関係機関との連携を図りながら、課題に対し積極的に取り組んでいく。</p>

(イ) 要保護児童対策の充実について

意見・要望	
<p>要保護児童対策地域協議会は、被虐待児童をはじめ、保護を必要とする児童の早期発見と適切な対応を図るため、行政・教育・地域・医療機関等を構成員として、18年7月に設置されたものである。個別ケース検討会議、地域モニタリング会議、虐待ケース進行管理会議、代表者・実務者会議などきめ細かく対応されている。近年、地域等からの児童虐待通報件数が増加していることなどから、児童相談所との連携を含め、適時に機動的な対応ができるよう一層努められたい。(子ども家庭課)</p>	
所属名	措置状況等

子ども家庭課	<p>地域からの児童虐待通報を受けた場合、児童相談所をはじめとして警察、学校や保健センター、主任児童委員、民生・児童委員等の関係部署、関係機関と連携し、必要な情報を収集すると共に、役割分担することで、適切な対応を行っている。</p> <p>今後も要保護児童対策地域協議会において、情報共有や効果的な連携を図っていく。</p>
--------	--

カ 都市整備部、街づくり推進部関係

(ア) 目黒天空庭園等の管理等について

意見・要望	
<p>平成25年3月開園した目黒天空庭園とオーパス夢ひろばについては、25年度、「都市公園コンクール国土交通大臣賞」（主催：一般社団法人日本公園緑地協会）を、本区と首都高速道路株式会社と連名で受賞した。また、「グッドデザイン・未来づくりデザイン賞」（主催：公益財団法人日本デザイン振興会）を、本区と首都高速道路株式会社、東京都と連名で受賞したところである。</p> <p>開園以来、全国初のジャンクション屋上の公園ということもあり、観光スポットとして新聞やテレビでも報道されたことなどから、多くの来園者で賑わっている。また、来園者や地区内の人口の増加もあって、北部地区サービス事務所や大橋図書館の利用者も多くなっている。</p> <p>25年度の各部定期監査結果においては、「関係部局や地域等と連携を図り、情報発信、観光、地域の活性化、新たな歳入の確保など、様々な角度から総合的に検討し、目黒の価値を更に高めるよう取り組まれない。」と意見・要望を述べたところであるが、今後とも、関係所管が連携・協力しながら、目黒天空庭園等の施設管理や利用者対応等を適切に行うとともに、地域の活動団体等と協働し、目黒のまちの魅力を一層高めていくよう努められたい。（みどりと公園課、ほか関係課）</p>	
所属名	措置状況等
みどりと公園課	<p>現地においては、公共公益施設部分を含めて表示板（誘導サイン）を増設するなど来園者の案内・誘導策の拡充を図った。</p> <p>新たな歳入確保策として来園記念となるような物品販売等の検討を進めている。</p> <p>なお、『オーパス夢ひろば』では、一般開放終了後の夜間に有料貸切り利用を行っており、主にフットサルコートとして8割を超える利用があり、地域に根付いた施設となっている。</p> <p>また、NPO『大橋エリアマネジメント協議会』や公園活動登録団体等が、収穫祭等のイベントを企画・実施し地域の</p>

	<p>活性化に繋がっている。</p> <p>今後も、目黒の価値が更に高まるような取り組みを、関係所管及び地域団体と連携しながら検討を進める。</p>
--	--

(イ) サクラ基金の管理について

意見・要望	
<p>区の公園等に所在する桜の老齢化や育成環境の変化により、樹勢が衰え、枝折れや倒木が懸念されることから、桜の保護・植替え等の事業に活用するため、26年3月にサクラ基金を創設し、寄付金を募っているところである。寄付金額は、25年度は78万円余、26年度(5月末時点)は281万円余となっている。</p> <p>桜の保護・植替え等の事業は、寄付金のみで行うことは難しいものと考えられるところであるが、今後も、様々な機会を捉えて、サクラ基金のPRを行い、寄付者のモチベーションにつながる手法を考えながら、多くの区民等から寄付していただけるよう努められたい。(みどりと公園課、秘書課)</p>	
所属名	措置状況等
みどりと公園課	<p>区民や事業者等との協働によりサクラ基金の積極的なPRを行うとともに、寄付金積立状況や活用状況を定期的にホームページで公表する。また植替えをしたサクラに記念プレートを設置するなど基金活用による事業の周知を図り、多くの区民から寄付をしていただくよう努める。</p>
秘書課	<p>区民や事業者等との協働によりサクラ基金の積極的なPRを行うとともに、寄付金積立状況や活用状況を定期的にホームページで公表する。また、植替えをしたサクラに記念プレートを設置し基金活用状況の周知を図り、多くの区民から寄付をしていただくよう努める。</p>

(ウ) 民間建築物の耐震化の促進について

意見・要望
<p>区内の耐震化の状況であるが、24年時点の耐震化率は、住宅では78.6%、民間特定建築物では75.9%、防災上重要な区有建築物では98.8%であり、住宅において耐震性が不十分な住戸数は、3万1,280戸となっている。</p> <p>このため、本区は、25年3月に改定した目黒区耐震改修促進計画により、平成32年までに、住宅及び民間特定建築物の耐震化率は95%、防災上重要な区有建築物の耐震化率は100%とすることを目標としている。</p> <p>耐震化促進を図るため、耐震診断や耐震改修等の支援事業を行っており、木造住</p>

宅等に関する耐震診断助成件数は、22年度117件、23年度239件、24年度160件、25年度97件、耐震改修助成件数は、22年度30件、23年度39件、24年度50件、25年度23件となっている。

民間建築物の耐震化促進については、国の地域の元気臨時交付金対象事業であったが、執行率は43.5%と低かった。しかし、大地震が発生した場合の建物被害の軽減の観点から、民間建築物の耐震化促進は重要であり、住宅や民間特定建築物に対して、今後も、耐震化に関する指導と助言を行いながら、支援制度についても丁寧に説明し、建替えや改修につながるよう努められたい。(建築課)

所属名	措置状況等
建築課	今後も助成制度の充実を図るとともに、耐震化の啓発活動を積極的に取り組みながら、さらなる耐震化促進を図る。

(エ) 区営住宅及び区民住宅の滞納金について

意見・要望	
<p>25年度における、区営住宅使用料の収入未済額は812万円余、区民住宅使用料の収入未済額は2,648万円余であり、24年度に比べて、いずれも増額となっている。各使用料の滞納者のうち、100万円以上の滞納者は区営住宅が3人、区民住宅が9人となっている。また、区民住宅の使用取消後から退去日までの居住に係る使用料相当額(区民住宅弁償金)の収入未済額は、472万円余となっている。</p> <p>使用料の収納を図ることは、住宅管理に必要な財源確保、使用の公平性等から、適切に対応していく必要がある。使用料の徴収事務は、指定管理者の事務として第一義的には指定管理者が対応するものであるが、所管課としても指定管理者とともに、使用者へのきめ細かい対応を行いながら、収入率が向上するよう債権管理事務の適正な運用に努められたい。</p> <p>(参考：24年度の収入未済額：区営住宅使用料671万円余、区民住宅使用料2,592万円余、区民住宅弁償金472万円余)(住宅課)</p>	
所属名	措置状況等
住宅課	<p>大口滞納者の殆どは既に住宅を退去しているところであるが、一部居住者の滞納が滞納額を押し上げている状況となっている。今後法的措置の検討を含め、適切に処理を進めていく。</p> <p>また26年度より指定管理者が変更となったことから、滞納対策にかかる指定管理者の取り組みや認識を区で確認しながら、新規滞納者を増やさないよう努めていく。</p>

(オ) 木密地域不燃化10年プロジェクトの推進について

意見・要望

首都直下地震による東京の被害想定において地震による火災発生の危険度が高い木造住宅密集地域の解消は、都・区にとって喫緊の課題である。

東京都の木密地域不燃化10年プロジェクトにおける不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）として東京都から、25年4月に「原町一丁目・洗足一丁目地区」、25年11月に「目黒本町五丁目地区」の2地区が指定された。

この木密地域不燃化10年プロジェクトは、2020（平成32）年度までに、東京都の防災都市づくり推進計画で定める整備地域における不燃領域率を70%に上げるとともに、整備地域内における主要な都市計画道路の整備を100%達成することを目標としている。

本区内の指定2地区の不燃領域率は、不燃化特区指定時点で、「原町一丁目・洗足一丁目地区」が51.8%、「目黒本町五丁目地区」が51.2%となっている。このプロジェクトの推進に当たっては、地区内の地権者等の関係者による整備プログラムに掲げる各種の助成事業の理解と活用を図りながら、併せて、地区内の居住者の理解と協力を得て事業を推進していく必要がある。

区は、これまで丁寧な対応を行い、事業を推進してきたところではあるが、今後は、事業推進に必要な関係者の理解と協力が得られるよう、一層丁寧な説明を行い、財源を最大限活用しながら効率的・効果的に事業を行い、「燃えないまち」、「燃え広がらないまち」の実現に努力されたい。（都市整備課、地区整備計画課）

所属名

措置状況等

都市整備課
地区整備計画課

木密地域不燃化10年プロジェクトの不燃化特区において、区は道路整備と一体に進める沿道まちづくりに取り組むとともに、不燃化特区制度を活用した助成事業を実施し、「燃えないまち」、「燃え広がらないまち」の実現を図っている。

原町一丁目・洗足一丁目地区においては、地元住民による「46沿道まちづくり協議会」が平成26年8月に発足し、「建替えルール」と「建替え支援策」を検討しており、今後、地元説明会を踏まえて、区にまちづくり提案を提出する予定である。

区では、不燃化特区の不燃化を促進するため、老朽建築物等の所有者に対する個別訪問を実施する。きめ細かい、事業説明や様々な相談に対応するとともに、不燃化建替え等について積極的に働きかけを行っていく予定である。

なお、特定整備路線として、補助46号線のうち補助26号線から補助30号線までの区間（延長約510m）及び補

	助30号線から洗足バス通りまでの区間（延長約550m）が選定され、東京都は2020年までに整備を目指している。
--	---

キ 環境清掃部関係

平町エコプラザの今後の取扱いについて

意見・要望	
平町エコプラザは、平成26年3月で廃止されたが、廃止後の取扱いが決まっていない。現状は閉鎖管理の状況であるが、今後の取扱方針をできるだけ早期に決定し、閉鎖状況が長期化しないよう適切に対応されたい。（環境保全課、政策企画課）	
所属名	措置状況等
環境保全課 政策企画課	廃止時期が明確になった昨年、跡施設の活用について庁内意向調査を実施したが、施設を総合的に利用できる要望はなかったことから、閉鎖管理に移行した。現在、現行施設を活用する観点から、改めて、全庁的な調査や調整を進めているところである。閉鎖状況が長期化しないよう近隣関係にも配慮しながら、検討を進めていく予定である。